

出版予定—2018年2月（出版元：晃洋書房）

## 序章

1910年韓国併合により朝鮮は日本の植民地となった。日本の植民地統治機関であった朝鮮総督府（以下、総督府）は初代総督・寺内正毅のもと武断統治を展開し、1911年に第一次朝鮮教育令を制定し植民地教育を展開した。1919年3月1日、「朝鮮独立万歳！」を叫ぶ3・1独立運動が勃発した。この運動は朝鮮全土に波及し、総督府はこれまでの武断統治から文化政治へと政策を改め、1922年には教育令を改正し第二次朝鮮教育令を施行した。文化政治への転換と朝鮮人の教育政策への不満に対する対応策を反映させてのことだった。第二次教育令では「国語ヲ常用スル者」「国語ヲ常用セザル者」の別、つまりは「国語」を基準として朝鮮人と日本人を区別し、教育機関・制度の違いをあらわしていた。

総督府は1920年代以降、初等教育機関を増設する政策を展開し、朝鮮人の教育への不満にある程度対応していった。しかし、第二次朝鮮教育令施行期に入っても義務教育は行われず、学校数の不足や経済的な面からの不就学状況は続いていた。普通学校への就学率は1940年においても35.2%程度であり<sup>1</sup>、中途退学する児童も多数存在した。当時の朝鮮社会では普通学校に就学する児童、さらには普通学校を卒業する児童自体が稀であったといえる。そのような中で、中等教育機関である高等普通学校（以下、高普）・女子高等普通学校（女高普）・実業学校・師範学校へ進学した朝鮮人生徒は、いわばエリートといえよう。

本論文では上記のような背景に基づき、対象時期を第二次朝鮮施行期に設定し、第二次朝鮮教育令施行期の中等教育機関の中でも、朝鮮人生徒が通学した高普及び女高普を対象を限定した。その理由としては、①朝鮮総督府学務局資料が多くあること、②各学校発行の教育一覧等の資料が現存していること、③植民地朝鮮において高等教育機関への進学資格を確実に得ることができる中等教育機関であったこと、④高普及び女高普の生徒が、同盟休校、農民啓蒙運動など、学生運動の中心であったこと、⑤運動の中心であった生徒たちに対し、朝鮮の知識人が様々な期待や要望を寄せていたこと等が挙げられる。上記の5点は教育の面だけではなく、植民地社会が抱えている問題を様々な面から示している。これらを踏まえた上で、高普及び女高普の植民地朝鮮における位置づけを分析し、第二次朝鮮教育令施行期における高普・女高普の実態を明らかにすることを目的とする。

## 第I部

---

<sup>1</sup> 朝鮮では年齢別の人口統計が正確に取られておらず、植民地期における就学率は推定による算出となる。年齢別の人口統計の数値が明らかにされているのは、1940年実施の国勢調査のみであり、本文の就学率もこの数値をもとに算出した。本論文が対象とする1920・30年代の普通学校就学率は、35.2%よりも低いものと推定できる。

## 第1章 第二次朝鮮教育令制定と高等普通学校・女子高等普通学校

これまで朝鮮の教育を担ってきたのは伝統的教育機関であり、これらは主に地域両班の子息が学ぶ機関であった。1894年の甲午改革では学務衙門を設立し、国家の富強をはかるため新教育実施を実施することとなった。当時の国王高宗は「教育立国詔書」を1895年2月2日に発布し、この詔勅に基づき学部衙門が改編され、1895年3月25日学部官制が制定された。学部官制制定を受け、1895年4月漢城師範学校官制を皮切りに、外国語学校・成均館官制及び規則も定められ、次いで小学校規則大綱が制定された。中等教育に関しては学部官制施行から4年が過ぎた1899年4月によりやく中学校官制(勅令第11号)が制定され、翌1900年10月に官立中学校としてソウルに1校だけ設立された。また、19世紀末よりミッション系私立学校が設立される。

日本は日露戦争を皮切りに朝鮮への支配を強め、1904年には第一次日韓協約を締結し、学部参与官として日本人顧問を置くこととなり、日本による教育への介入がはじまった。1905年には第二次日韓協約が締結され、朝鮮は日本の保護国となった。翌1906年には統監府が設置され、教育機関も統監府の政策のもと運営されることとなった。統監府設置後、新たに師範学校令、高等学校令、外国学校令、普通学校令が制定された。官立中学は官立漢城高等学校に改称された。女子を対象とした中等教育機関は、保護国期に入り高等女学校令が制定され、官立漢城高等女学校が設立された。

統監府は上記のように教育制度や学校を整備し、朝鮮での植民地教育を展開していくのであるが、朝鮮人は私立学校設立のため各地で運動を展開した。各地での私立学校設立が進む中、統監府は1908年私立学校令を制定し、私立学校の統制を行った。

日本は1910年「韓国併合」により朝鮮を植民地化し、初代朝鮮総督・寺内正毅のもとで武断統治による朝鮮支配がはじまった。「韓国併合」の翌年、1911年には第一次朝鮮教育令が制定された。第一次朝鮮教育令は朝鮮人に対する同化政策的な側面が強調されており、植民地統治下の教育政策という性格があらわれている。特に教育勅語に基づき「忠良ナル国民」、つまりは天皇の臣民となることを朝鮮人に求めた。第一次朝鮮教育令により、朝鮮人向けの教育機関は初等教育機関—普通学校、中等教育機関—高普・女高普・実業学校、高等教育機関—専門学校と定められた。高普・女高普については、「其ノ生活ニ有用ナル知識技能ヲ授ク」とされ実用重視の教育方針であることがわかる。

朝鮮教育令制定に伴い、各学校規則が定められた。高普に関しては、1911年に総督府令として高等普通学校規則が制定された。高等女学校は、第一次朝鮮教育令の発令とともに女子高等普通学校に改組された。学事諸般は、女子高等普通学校規則<sup>2</sup>に従った。

1919年の3. 1運動を契機に総督府はその施政方針を武断統治から文化政治へ転換することとなった。文化政治を担ったのは、1920年総督に就任した斎藤実であった。教育においても文化政治への転換に伴い、教育令の改正が審議されることとなった。

1922年1月25日枢密院会議で教育令が審議された。全会一致での可決により天皇・皇太

<sup>2</sup> 朝鮮総督府令第112号「女子高等普通学校規則」(1911年10月20日)

子の裁可および御名・御璽が押され勅令第 19 号として 1922 年 2 月 4 日に第二次朝鮮教育令が公布された。高普・女高普に関する条項に言及すると、「生活ニ有用ナル普通ノ知識技能ヲ授ケ、国民タルノ性格ヲ養成シ、国語ニ熟達セシムルコト」が求められた。

第二次教育令施行期の高普・女高普の施設数は、最大で 48 校であり、そのうち公立が 28 校、私立が 20 校であった。これは 6 年制公立普通学校が 1937 年度時点において、1414 校<sup>3</sup>設置されていたことと比較しても、十分とはいえなかった。生徒数は第二次朝鮮教育令が公布施行された 1922 年には男女合計で 7,612 名（男子 6,512 名／女子 1,100 名）、最終年度の 1937 年には 22,601 名（男子 15,454 名／女子 7,147 名）であった。

## 第 2 章 高等普通学校・女子高等普通学校の設立をめぐる

慶尚南道では東萊郡に 1916 年私立東萊高普が設立された。道庁所在地の晋州では 1921 年 5 月 10 日一新私立高等普通学校期成会（以下、一新高普期成会）が結成された<sup>4</sup>。1922 年 12 月 5 日には、慶尚南道当局に認可申請を提出した<sup>5</sup>。1923 年 4 月 6 日には財団法人の認可が下り、1924 年 10 月 2 日に学校設立の認可を受けた<sup>6</sup>。一新高普の成功と実現は植民地支配下における朝鮮人自身による教育の獲得であり、大きな期待が寄せられた。総督府は慶尚南道の道庁所在地を 1925 年 4 月 1 日より晋州から釜山に移転すると決定した<sup>7</sup>。それに伴い、晋州復興会が組織される。晋州復興会は道庁移転後の晋州地域の現状維持策として、20 か条の復興策を発表した。20 項目中、一新高普に関するものは 3。私立一新高等普通学校を公立に変更、4. 私立女子高等普通学校を新設の 2 項目で、慶尚南道当局はすでに公立高普設立に向け動き始めていた。このような中、晋州公立高普及び私立一新女高普は 1925 年 4 月に設立されることとなる。

私立高普はほとんどが 19 世紀末に設立されたミッション系中等学校にその起源を持ち、特にソウルを中心に設立された。1915 年公布・施行の「私立学校規則中改正」<sup>8</sup>により、総督府の私立学校への統制が強化された。そのため私立学校は、宗教に関する教育を正課として行うことが不可能となった。一部の私立学校は改正された規則に従い、私立の高普・女高普に「昇格」した。「昇格」すれば高等教育機関への進学資格を得ることができた。

平安北道南部に位置する定州郡には私立五山学校があった。私立五山学校はキリスト教主義に基づいて設立された学校で、1909 年に認可を受けた。五山学校は高等普通学校規則に従う学校運営を行うため、高普への「昇格」を求めた。設立者の李昇薫、昇格後の初代校長の曹晩植ら五山関係者の経歴を考えると、五山高普の「昇格」は、教育内容に対する統制を強めようという総督府の意図も含まれていたとも考えられる。

<sup>3</sup> 朝鮮総督府学務局前掲資料、221 頁。

<sup>4</sup> \* 『東亜日報』1921 年 5 月 17 日。

<sup>5</sup> \* 『東亜日報』1923 年 1 月 7 日。

<sup>6</sup> 前掲「公私立中学校高等普通学校書類 1922～1925」。

<sup>7</sup> 朝鮮総督府府令第 76 号。

<sup>8</sup> 府令第 24 号、1915 年 3 月 24 日公布、1915 年 4 月 1 日施行。

女高普はソウルと平壤にのみ設立されていたが、その他の都市では1920年代に入るまで女高普は設立されなかった。大邱は慶尚北道の道庁所在地であるが、女高普は1920年代に入っても設立されていなかった。大邱では1923年頃より女高普設立の世論が高まりはじめ、1924年7月7日期成会が組織された<sup>9</sup>。1925年12月15日の慶尚北道評議会にて女高普設立のための予算案が審議され審議通過後、総督の決裁により設立が認可された。全羅北道でも慶尚北道と同様1920年代に入り女子教育発展のため、全羅北道でも女高普設立を求める声が高まった。女高普設立自体については全羅北道内での合意が見られていたようであるが、女高普通の位置をめぐる対立が生じた。道庁所在地である全州か、或いはソウルから朝鮮南西部を結ぶ鉄道湖南線の主要駅で交通の便が良い裡里か、というものであった。最終的に全州女子高等普通学校として予算の歳入が決定し、全州公立女高普は1926年5月25日に認可を受け開校した<sup>10</sup>。道庁所在地と鉄道主要駅を擁する地域間の対立は、植民地の「開発」とともに全羅北道の地域社会が変容したことをあらわしている。

同徳女学校は1908年ソウルに開校した天道教<sup>11</sup>系の学校で、前述の五山学校同様に中等相当の私立学校で、女高普への「昇格」を求めた。公立女高普設立の場合と異なっているのが、学務局宗教課長・兪万兼に天道教の現状、同徳女学校を女高普への「昇格」を求める経緯を調査させている。同徳女高普の設立については、1926年4月21日起案の「私立女子高等普通学校設立ニ関スル件」が、告示第140号として決裁され認可された。

### 第3章 高等普通学校・女子高普通学校への進学—競争率と入試問題—

高普・女高普へ進学するためには、6年制普通学校の卒業資格が必要であった<sup>12</sup>。推算値ではあるが、第二次朝鮮教育令施行期の普通学校就学率は、第二次朝鮮教育令最終年度の1937年時点で多くとも30%程度であった。当時の朝鮮社会では一旦普通学校へ就学しても様々な原因で中途退学する児童が多数存在した。そのため卒業率の検討も、高普・女高普への進学を分析する上で重要な課題となる。『学事参考資料』掲載の官・公・私立普通学校の数値を根拠に卒業率を算出すると、官立が80%程度、公立が60%程度、私立が60%程度となる。朝鮮人児童全体の就学率を踏まえると、普通学校卒業者は圧倒的少数といえる。

高普・女高普の競争率は前出の『学事参考資料』掲載の「入学状況累年調」から算出が可能である。全国平均をみると、高普の場合は公私立ともにほぼ3～5倍程度の競争率であ

<sup>9</sup> \* 『東亜日報』1924年7月9日。

<sup>10</sup> 同上。

<sup>11</sup> 1860年に崔済愚が創始した東学を、1905年に第3代教祖の孫秉熙が天道教と改称した宗教。1860年に没落両班の崔済愚は慶州で儒・仏・禪・カトリック思想を総合して東学を創始し、1864年に惑世誣民の罪名で処刑された。1880年に『東経大典』『龍潭遺詞』などの経典を刊行した第2代教祖崔時亨が全羅道一帯に伝えながら教勢を拡張した。1894年、全羅道古阜郡守趙秉甲の虐政に反旗を翻した全瑋準を中心に甲午農民戦争を起こした。その後1905年に李容九が親日的行為を行うと、3代教祖孫秉熙は東学を天道教に改称した。1919年3月1日にカトリック、仏教徒とともに3.1運動を主導した。1920年代には『開闢』『朝鮮農民』などの雑誌を刊行した。これらの雑誌には朝鮮の知識人が寄稿した。

<sup>12</sup> 4年制の普通学校も存在していた。

り、私立高普の競争率が公立よりも若干高めである。競争率だけを見ると、朝鮮人児童が公立よりも私立の高普を好んだということになるが、公立同士の併願は不可、公立と私立との併願、あるいは私立のみの併願は可という状況を考えると、私立を複数校受験した者が含まれていると考えられる。女高普の場合は、公私立ともにほぼ2~3倍程度の競争率であることがわかる。ただ、女高普の場合、定員・志願者・入学者すべて私立の割合が高い。私立女高普のほとんどは、ソウルや開城に置かれていたまた、女子教育においては都市部と地方間における父母の認識の違い、階層の問題も含まれるため、私立女高普を希望する女子児童が多かったと考えられる。

高普・女高普への進学を手にするためには、入学試験に合格する必要があった。入試問題は各学校別に出題され、問題の構成や水準も異なっている。当時の学生の回顧録などを読むと、入試問題が非常に難しかったと述懐するものも多い。入試は基本的に2日間にわたって行われた。科目は「国語」・朝鮮語（高普は漢文も含む）・算術・理科・歴史地理で、問題文はすべて日本語で出題されていた。朝鮮語については、だいたい百語程度の文章を解釈する問題、日本語の文章を朝鮮語に翻訳する問題、朝鮮語の文章を日本語に翻訳する問題が出題されている。朝鮮語の問題文は朝鮮語と漢字の混用文である。次に、「国語」について検討したい。「国語」は朝鮮人児童にとっては外国語ではあるものの、総督府の教育政策において重要な位置を占める教科である。問題文から解答まですべて、外国語である日本語で試験を受けるということは、簡単なことではなかった。しかも、難易度の高い外国語の問題を解かなければならなかった。これは難易度もさることながら、高普・女高普では朝鮮語及漢文、「国語」、修身以外の教科はすべて日本人生徒と同一の教科書で授業を受けることとなっていた。そのため、日本人と同レベルの日本語力が求められたのである。このように上級学校への進学のためには、すなわち高度な「国語力」が必要であった。次に算術の問題について検討したい。算術の問題は高普・女高普とも計算問題に加え、文章題が課されている傾向にある。文章題は当然日本語で書かれているため、問題文を理解するだけの日本語のレベルも求められることとなる。計算問題では、小数の四則演算、分数の四則演算が出題されている。文章題では、朝鮮の鉄道や郵便料金などが問題の題材とされたり、定価や割合を求めるものが出題されている。なお、中学校・高等女学校の入試問題と比較したところ、問題の難易度はこれらに相当することがわかった<sup>13</sup>。また、問題数は中学校・高等女学校に比較すると、高普・女高普が多く出題されている。加えて、朝鮮人児童にとっては外国語で出題された文章題を解くこととなる。算術のレベルで難易度が相当していたとしても、語学的なハンディから朝鮮人児童にとって難易度はさらに高かったといえよう。このような過程を経て朝鮮人児童は、高普・女高普へ入学することとなる。

---

<sup>13</sup> 算術問題の比較については、筆者の判断ではなく知人の数学教師に難易度の判定を依頼した。比較対象は、光文堂編集部編『東京府中等学校入学試験模範解答』（光文堂、1934年）に掲載されている、東京府内の中学校・高等女学校入試問題である。

#### 第4章 授業内容及び教科書

第二次朝鮮教育令施行に伴い、「高等普通学校規程」が1922年2月7日に公布され、4月1日より施行された。高等普通学校の授業時間数は次の【表4-1】のとおりである。

【表4-1】高等普通学校授業時間数（週単位、第二次朝鮮教育令）

学年 学科目	第1 学年	第2	第3	第4	第5	課程
修身	1	1	1	1	1	我国道徳ノ特質ヲ悟ラシム
国語及漢文	8	8	6	5	5	現時ノ国文、平易ナル漢文、文法大要、習字
朝鮮語 及漢文	3	3	2	2	2	普通ノ朝鮮文、平易ナル漢文、朝鮮語文法ノ大要
外国語	6	7	7	5	5	発音、綴字、読方、訳解、話方、作文、書取
歴史	3	3	3	3	3	日本歴史及外国歴史、朝鮮ニ関スル事項ヲ詳ニス
地理						日本地理並我国ト重要ノ関係アル諸外国ノ地理ノ大要、朝鮮ニ関スル事項ヲ詳ニス
数学	4	4	5	4	4	算術、代数、幾何、三角法
博物	2	2	2	2	—	重要ナル植物、動物、鉱物、人体ノ構造、生理及衛生
物理及化学	—	—	2	4	4	重要ナル物理上及化学ノ現象及定律、器械ノ構造及作用、元素及化合物
法制及経済	—	—	—	—	2	帝国憲法ノ大要、法制、経済財政上ノ事項
実業	—	—	—	2	2	農業、工業、商業
図画	1	1	1	1	1	自在画、用器画
唱歌	1	—	—	—	—	短音唱歌
体操	3	3	3	3	3	教練及体操、剣道及柔道ヲ加フルコトヲ得
計	32	32	32	32	32	

出典：朝鮮総督府令第16号「高等普通学校規程」（1922年2月20日）

女高普も第二次朝鮮教育令改正に伴い1922年2月17日に「女子高等普通学校規程」（朝鮮総督府令第14号）が公布され、同規程による授業時間数は以下のとおりである。

【表4-2】4年制女子高等普通学校授業時間数（週単位、第二次朝鮮教育令）

学年 学科目	第1 学年	第2	第3	第4	課程

修身	1	1	1	1	1	道徳ノ要領、作法
国語	6	6	5	5	5	現時ノ文章、近古ノ文章、実用簡易ナル文、文法ノ大要、習字
朝鮮語	3	3	2	2	2	講読、実用簡易ナル文、文法ノ大要
外国語	3	3	3	3	3	発音、綴字、読方、訳解、書取、作文、会話及習字
歴史 地理	3	3	2	2	2	歴史—我国ノ国初ヨリ現時ニ至ル迄ノ重要ナル事歴、朝鮮ニ関スル事項、外国歴史ノ大要 地理—日本地理並我国ト重要ノ関係アル諸外国ノ地理ノ大要、朝鮮ニ関スル事項ヲ詳ニス
数学	2	2	3	3	3	算術、必要ニ応ジ代数及幾何ノ初歩
理科	2	2	3	3	3	重要ナル植物、動物、鉱物ニ関スル一般ノ知識、人体ノ構造、生理及衛生、重要ナル物理上及化学上ノ現象及定律、器械ノ構造及作用、元素及化合物ニ関スル知識
図画	1	1	1	-	-	自在画
家事	-	-	2	4	4	衣食住、看病、育児、家計簿記及其ノ他一家ノ整理、経済
裁縫	4	4	4	4	4	縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方
音楽	2	2	1	-	-	短音歌唱
体操	3	3	3	3	3	体操、教練及遊戯
計	30	30	30	30	30	

出典：朝鮮総督府令 14 号「女子高等普通学校規程」（1922 年 2 月 17 日）

総督府は朝鮮人向け教育機関用教科書の編纂を行った。中等教育機関については修身・「国語」・漢文・朝鮮語・歴史・地理のみを編纂し、その他の教科については日本で編纂されたものを使用した。教科書編纂は朝鮮総督府学務局編輯課が担当した。第二次朝鮮教育令施行期には、2 度教科書編纂が行われた。第二次朝鮮教育令に先立つこと約 2 年前の 1920 年 11 月より、教科書調査委員会が設置された。委員のほとんどが教育学・法学・歴史学・国語学など、人文系諸学の研究者で、委員 26 名のうち、朝鮮人は 3 名であった<sup>14</sup>。第一回教科書調査委員会は 1921 年 1 月 12 日から 15 日までソウルで開催され<sup>15</sup>、「朝鮮教育制度の

<sup>14</sup> 教科書調査委員の任環宰は「教科書問題の核心」（\*『東亜日報』1921 年 2 月 26 日付）で、今回の教科書編纂は朝鮮人の意思を大いに反映していると主張している。任環宰は 1916 年に徽文高普の前身である徽文義塾の塾長に就任（のち校長）、1922 年に財団理事、1924 年に理事を退職した。1921 年には朝鮮語研究会の立ち上げに関与した人物でもある。

<sup>15</sup> \*『毎日申報』1921 年 1 月 16 日付。

根本的改革を前提として朝鮮に於ける教科書編纂を審議」<sup>16</sup>が決定した。第二次朝鮮教育令施行に伴う教科書編纂は、1924年にほぼすべての科目で発行を終了し各学校で使用された。

斎藤実が1927年12月10日に退任し、山梨半造が新たに総督に赴任した。山梨は文化政治を引継ぎ、教育においては教育振興第一次計画を実施した。その諮問機関として設立されたのが、臨時教科用図書調査委員会（以下、臨時教科書委員会）である。臨時教科書委員会は1921年の委員会同様、委員長は政務総監で、委員が19名、幹事7名、書記5名の計31名で構成されている。また、教育関係者以外にも軍参謀長、銀行頭取などが参加している。また、朝鮮人委員は2名、幹事・書記はそれぞれ1名ずつの参加であった。臨時教科書委員会は1928年8月3日に開催されたが、そこで検討されたのは主に普通学校用教科書であった。そこでは教育勅語や詔書の徹底、皇室への敬愛、内鮮融和など同化政策の色彩を強く帯びた内容をもとに、教科書を改訂する議案が提出された<sup>17</sup>。

第二次朝鮮教育令施行期には二度の教科書編纂が行われており、高普の朝鮮語科目で用いられた教科書は教科書編纂第二期（以下、第二期）『新編高等朝鮮語及漢文読本』（以下、『新編朝鮮語及漢文』）、教科書編纂第三期（以下、第三期）『中等教育朝鮮語及漢文読本』（以下、『中等朝鮮語及漢文』）である。教科書の名称を高等から中等教育へ変えた経緯は定かではないが、後述の女高普でも『女子高等朝鮮語読本』から『中等教育女子朝鮮語読本』へと変わっていることを鑑みると、中等教育用の教科書であるということからすぐわかるようにしたいという意図ではないかと考えられる。

『高等朝鮮語及漢文』編纂方針について第二期教科用図書調査委員会は、「朝鮮語及漢文読本は本府で此を編纂し普通学校の同称の読本と連絡せしめ、文章は可成趣味あるものを取り、又純漢文の書簡文を多くし実用に資する」<sup>18</sup>としている。

朝鮮語とともに漢文教育も行われていた男子とは異なり、女子は朝鮮語のみを教授された。朝鮮では伝統的に女性はハングルを使用することが多く、漢文を学ぶのは上層の女子のみであった。朝鮮での伝統・慣習が女子教育にも影響しているといえよう。

『女子高等朝鮮語読本』では扱われていなかった漢文であるが、第Ⅲ期の教科書改訂後は、「簡易な漢文を理解させるため、各巻に漢文数課を編入した」<sup>19</sup>と緒言に記されている。

次に国語について述べる。教科書の名称は、第二期は『新編高等国語読本』、第三期は『中等教育国文読本』となっている。朝鮮語の場合と同様に、高等という名称が改訂にあたって中等となっている点に加え、国語から国文に変更されている。巻数は1巻～10巻までで、1年に2冊を学ぶようになっていた。

1921年教科書調査委員会において決定した教科書編纂の方針は、簡潔に「国語読本は本府で此を編纂し、教材は可成趣味が有るものを選択することを留意する」<sup>20</sup>とだけ述べら

<sup>16</sup> 「第三期斎藤総督時代」（朝鮮総督府『施政30年史』、1940年）、203頁。

<sup>17</sup> 『京城日報』1928年8月3日付。

<sup>18</sup> \* 『毎日申報』1921年1月18日付。

<sup>19</sup> \* 『中等教育女子朝鮮語読本』巻一、冒頭部分（頁数無）。

<sup>20</sup> \* 『毎日申報』1921年1月18日付。



れている。一方で、緒言には「国語仮名遣は歴史的仮名遣を用ひ、字音仮名遣は普通学校仮名遣法に拠れり」<sup>21</sup>という文言が加えられている。新聞資料などによれば「国語」の表記をどうするのかについて様々な意見が出されており、おそらくこれは日本の国語国字問題とも関係していると思われる。朝鮮語でも前述のように綴字法をどうするか、という審議が重ねられていたことを考えると、同時期に日本でも似たような動きがあったことは興味深い。歴史的仮名遣の使用は改正後も継続した。

女子においても「国語」については男子同様の教育方針であった。構成もほぼ共通しているが、第二期教科書編纂時に作成された『女子高等国語読本』では各巻ごとに30課程度学ぶが、そのほかに自習文が加えられている。『女子中等国文読本』は全体的に『女子高等国語読本』に比べて、分量が多くなっている。

修身科目は男子については改訂されたが、女子は第二期・第三期同じ教科書を使用した。第二期で編纂された『高等普通学校修身書』『女子高等普通修身書』では、教科書の冒頭に教育勅語の全文を掲載している。また、第三期で改訂された『中等教育修身書』では教育勅語に加え、天祖の神勅、国民精神作興に関する詔書が掲載されている。これは編纂方針を受けてのものと考えられ、第三期の教科書改訂までは修身科目の教科書にのみ勅語や詔書が掲載されている。

## 第5章 卒業後の進路

朝鮮では義務教育は実施されず初等教育機関である普通学校でも中途退学者が一定数存在していた。中等教育機関進学者の場合は、経済的にある程度余裕のある層の出身でありながらも、卒業率は100%近い状況ではなかった。卒業率をめぐる特徴を整理したい。第一に、卒業率は高普・女高普ともに私立よりは公立が高い傾向にある。第二に、高普に比べて女高普の卒業率が高い。初等教育の中退の理由は、義務教育が施行されていないが故の授業料負担がその背景にあった<sup>22</sup>。しかし、多くの朝鮮人が授業料負担のため退学してしまう普通学校を卒業し、高普・女高普へ進学したとしても中退する生徒が多数存在していた。京畿道では中退者を減少させるための対策として、1930年から中等教育機関入学に際し、納税証書を添付することを義務付けた<sup>23</sup>。納税証書の添付は高普・女高普卒業を保証できる経済力を保有しているか否かの確認であり、中退者を減らすための対策が必要であったことがわかる。また、中等教育機関の場合、上述の同盟休校等が原因の思想的問題も、中退理由の重要なものとして挙げられていた<sup>24</sup>。

高普・女高普の卒業生の進路を知る上で重要な手掛かりとなるのが、「学事参考資料」(1937年12月)である。データの項目は卒業生数及び卒業生状況で、卒業生状況の内訳は官公署就職・教員・銀行会社・家事・上級教育就学・其他・死亡である。家事とは家業を

<sup>21</sup> 『新編高等国語読本』巻一、1920年5月。

<sup>22</sup> \* 『東亜日報』1938年2月6日付。

<sup>23</sup> \* 『毎日申報』1930年2月6日付。

<sup>24</sup> \* 『東亜日報』1934年2月28日付。

継ぐ或いは在地地主の子どもなどで、特に就職をしないケースを指すものと考えられる。其他については特に言及はないが、当時の状況を考えると進学準備や留学準備や、進路未定を含むものと考えられる。公私立の卒業生状況をみるに、男子の場合、官公署への就職を志望する者が公立高普へ進学した、あるいは在学中に卒業後の進路として官公署を選んだ、この二点が考えられる。また、1932年度から上級教育への就学が増加する点は、公私立共にみられる特徴である。1932年度に高等教育機関へ進学した高普卒業生の場合、満7歳で初等教育機関に就職していたと仮定すると、1922年度に普通学校入学、1927年度に普通学校卒業、1928年度に高普入学、1932年度に高普卒業となり、普通学校入学年度が第二次朝鮮教育令施行の初年度にあたる。このため、新教育令に基づいた教育を普通学校1年生の時点から受けており、総督府の新たな教育政策に加え、朝鮮半島内での教育熱の影響を強く受けた世代といえる。父母も教育熱心であり、高普卒業後の進路に上級学校進学を選ぶ生徒が多い傾向にあったといえよう。一方で、卒業後は上級学校へ進学せず、家業を継ぐ生徒も上級学校進学者と同程度存在していた。この数値は確定した進路の数値であるため、実際には上級学校進学を希望したが、それを果たせず家業を継ぐあるいは地元へ帰るといった学生もいたと考えられる。其の他にも似たような状況であると考えられ、高普卒業という学歴を形成しても、その先の学歴形成を実現できない生徒が多かったといえよう。

女高普の場合は男子とは異なり、卒業後の進路として家事が圧倒的に多く、次に多いのが上級教育就学であった。それ以外の進路としては教員があるが、教員は1920年代以降、朝鮮各地に師範学校が設立されることから、教員志望者は師範学校へ進学するため、卒業者に占める教員の割合は徐々に減少している。

また、学校別の進路希望から明らかになったことについて整理したい。第一に、公私立高普においては若干状況が異なるが京城帝大予科を希望する学生が最多であった。第二に、朝鮮内に官立・私立の専門学校があるが、法学や医学を希望する生徒が多かった。一方、私立普成専門学校や延禧専門学校を希望する生徒はそれほど多くはなかった。

次に公私立女高普について整理すると、第一に、公私立ともに家業従事が多かった。第二に、進路選択としては教員や保育などの女性が多い職場を選択する傾向にあった。第三に、朝鮮内での進学となった場合に梨花女子専門学校があるが、多くの生徒は梨花女子専門学校を第一希望とはしていなかった。

## 第Ⅱ部

### 第6章 学生と民衆—ハンゲル普及運動

『朝鮮日報』では1924年頃から、識字率向上に関係する記事を掲載している。『東亜日報』も、『朝鮮日報』同様、早くから識字率向上を紙上で訴えていた。『朝鮮日報』との明らかな差異は、ソヴィエト連邦（以下、ソ連）での識字率向上の事実や対応策を例として、その必要性を主張している。総督府にとっても識字率向上は植民地統治を行う上で重要な

課題となっていた。農村振興運動では生活改善のため、家計簿を記すことを初期から奨励<sup>25</sup>していた。しかし、家計簿を書くために必要な、文字の読み書きができない農民が多かった。そのため、計画表や家計簿を記帳するという意味での識字技能を習得させ、農村振興運動のためにも「各般ノ宣伝」のためにも「諺文」だけは教える必要がある<sup>26</sup>、という意識が総督府内部に存在していた。

識字率の統計については、総督府による朝鮮国勢調査がある。この国勢調査は1930年に実施されたもので総督府は、「仮名及諺文ヲ読ミ且書キ得ル者」、「仮名ノミヲ読ミ且書キ得ル者」、「諺文ノミヲ読ミ且書キ得ル者」、「仮名及諺文トモ読ミ且書キ得ザル者」という項目別に識字調査を行った。朝鮮の総人口は21,058,305名であり、そのうち「仮名及諺文トモ読ミ且書キ得ザル者」は16,082,156名であった。その結果、朝鮮の非識字率は約76.4%であることが明らかとなった。

このような背景から朝鮮で識字率向上のためのハングル普及運動が展開される。それは夜学や私設学術講習会という形式で行われ、朝鮮各地で小規模展開していた。大規模な識字運動として展開するのが、新聞社主催のハングル普及運動である。両社とも朝鮮各地の中等学校生徒を多く動員して展開した。朝鮮日報社のハングル普及運動である「文字普及班」は1929年～1931年、1934年の計4回行われた<sup>27</sup>。東亜日報社の「ヴ・ナロード運動」は1931年～1934年の計4回開催された。「文字普及班」と同様に、東亜日報社も新聞記事を通じて運動の成果を報道した。特に東亜日報社は情報を詳細に整理しており、運動の実態により深く迫ることが可能である。

朝鮮全土で展開した学生によるハングル普及運動は各地で講習を開催する一方、総督府からの取締を受けてもいた。講習を実施しようとする地域へ届け出をした際に、中止・禁止される場合が多かったのだが、その根拠として使われていたのが1913年1月発布の朝鮮総督府令第3号「私設学術講習会ニ関スル件」である。ハングル講習を私設学術講習会と認識し、道に許可してよいかの判断という形で、管轄の警察官駐在所が規制を行ったのである。私設学術講習会は総督府の目の届かないところで、民衆に独立思想や不穏思想を注入していると総督府に捉えられがちであり、たびたび統制や取締を受けていた。

取締を受けていた新聞社によるハングル普及運動であるが、1935年以降、学生による夏のハングル普及運動は開催されない。その理由は明らかにされていないが、おそらくは農村振興運動に関連する、総督府主導のハングル運動の展開が中止の背景にあると考えられる。先述の総督府側の警戒に加え、総督府学務局が主導的に識字運動を行おうとする意

---

<sup>25</sup> 板垣竜太「農村振興運動における官僚制と村落—その文書主義に注目して—」、『朝鮮学報』175号、2000年4月、8頁

<sup>26</sup> 板垣竜太前掲論文、12頁。

<sup>27</sup> 1932年6月の「林景来波動」により1932年・1933年のハングル普及運動は中止となった。「林景来波動」とは1932年に公金横領嫌疑で朝鮮日報社長・営業局長が拘束された際に、朝鮮日報社の債権を保有する高利貸金業者の林景来に担保であった朝鮮日報社の版権が移行した事件である。1934年に版権が方応模に渡り、ようやく再開可能となった。

図があった。総督府の方針を受け、朝鮮各地でハングルの識字運動が展開することとなる。道単位でテキストを作成し、地域の教員、警察官、篤志家と呼ばれる地方有志らがこれに参加した。総督府としては末端職員を講師としたハングル講習を実施し、農村の「振興」を実現しようと考えたのであろう。このようにハングル普及は高普・女高普生徒の手から離れ、農村振興運動の一環として展開していくのである。

## 第7章 同盟休校と学生運動の展開

1920年代の同盟休校について総督府は『朝鮮に於ける同盟休校の考察』（1929年）という冊子を作成している。同書が発行された1929年は1919年3・1運動を契機に教育熱が勃興し、1922年の第二次朝鮮教育令施行、初等教育の拡充などにより、学校数や児童・生徒数が増えてきた時期といえる。児童・生徒数が増えるということは、すなわち同盟休校に参加する学生数が増えることにもつながり、同盟休校の規模が拡大した時期ともいえる。同盟休校は生徒自身に直結する問題にとどまらず、植民地支配下にある朝鮮の状況を解決せんとするための問題に発展した。また、同盟休校を取り締まろうとする学校側と警察の対応への批判も表出している。植民地支配への不満、学校と警察の癒着に対する不満は、特に1927年以降に起こっている。警務局は朝鮮人生徒の左傾的思想は、1926年頃から濃厚になっているとし<sup>28</sup>、このような傾向に警戒を示していることがわかる。

同盟休校の取締、解決については学校側の諭示、父兄会の斡旋、同窓会の斡旋、左傾団体の介入、結束の切崩、首謀者処罰、暴行者の検挙、学校の閉鎖<sup>29</sup>等で対応した。学校側の諭示、父兄会の斡旋は主に初等教育機関での対応であり、その他が主に中等以上の教育機関で行われた対応である。

11月3日は、韓国では1953年に「学生の日」とされ、1973年までは公休日であった。学生の日と呼ばれる由縁は、1929年11月3日に全羅南道光州で起こった、光州学生事件による。1929年10月30日、事件は光州から近隣の羅州へ下校する学生の乗った列車で起こった。事件の発端は日本人生徒による、朝鮮人女子生徒への愚弄で、それはたびたび行われていたようであり、日本人生徒と朝鮮人生徒間の衝突はいつ起きても不思議ではない状態であった。10月30日の出来事は翌31日にも尾を引き、再び朝鮮人生徒と日本人生徒との乱闘となるが、その乱闘を目撃していた『光州日報』の記者は福田の言い分だけを聞き朝鮮人が悪いとし、朝鮮人生徒らに対し差別的な発言をした<sup>30</sup>。11月1日には光州高普の生徒と光州中学の生徒が光州駅にて一触即発の雰囲気となったが、両校の教職員により収拾が計られ事なきを得た。この際、自校の生徒側に立った光州中学の教職員に対し、光州高普の教職員はかえって光州高普の生徒を責めたといわれている<sup>31</sup>。11月3日は明治節で光州でも各学校にて拝賀式が行われ、人出の多い日であった。また同日は「全羅南道産蕪六万

<sup>28</sup> 同上、46頁。

<sup>29</sup> 同上、132～135頁。

<sup>30</sup> \* 朴準塚「光州学生運動」『新東亜』61号、1969年9月、48頁。

<sup>31</sup> \* 金鎬逸『韓国近代学生運動史』ソニン、2005年、253頁。

石突破慶祝大会」も開催されるなど、光州市街は祝祭の雰囲気であった。光州高普の生徒らは幾手に分かれ、先日の電車内での出来事に対し偏向的な記事を記載した『光州日報』への抗議から、光州日報社を襲撃し輪転機を破壊<sup>32</sup>、他の生徒は光州駅付近で光州中学校生徒と大乱闘となった。騒ぎを聞きつけた光州中学では、寄宿生らが木刀・短刀等を携帯し、柔道教師の引率で「光州高普生打倒」を叫びながらかけつけた。光州高普の寄宿生もバットや運動器具等で武装し光州駅に駆けつけ、市内を徘徊していた光州高普の生徒や農業学校の生徒も駅前に集結した<sup>33</sup>。事態を重く見た全羅南道当局は、警察、騎馬隊、消防隊を動員した。両校教師の説得のもと混乱は一旦収まり、各学校へと生徒らを退去させた<sup>34</sup>この乱闘において、光州高普・光州中学は数十名の負傷者を出した。事態を重く見た全羅南道当局は、両校に対し11月4日から3日間休校させる予定を、11月11日まで延期した。

朝鮮人生徒への厳しい処分を求める日本人父兄らの陳情に対し、当初は行政処分または学校相互の話し合いによる解決を図ろうとしていた道当局と司法当局は方針を転換し、法を以って解決することとした<sup>35</sup>。道当局の方針転換により警察が介入することとなり、検挙者は光州高普48名、光州農業学校11名、光州師範学校5名、光州中学校8名の計72名、うち光州高普39名、光州農業学校1名が拘束された<sup>36</sup>。

この不公平な対応は光州地域の朝鮮人生徒を再び立ち上がらせ、この不公平な措置に対し、新聞社や新幹会などの社会団体は真相調査のため、調査委員を光州に派遣した<sup>37</sup>。

警務局は新聞社に光州学生事件の報道をしばらく差し控えるよう命じた<sup>38</sup>。しかし、朝鮮人の光州学生運動に対する関心は高く、事件の詳細を知りたい読者から新聞社への問い合わせは絶えなかった。報道規制が行われたにもかかわらず、事件の詳細や支援の動きは朝鮮各地に伝わった。ソウルでは新幹会をはじめとする各種社会団体も事件に関心をみせていた。ソウルでは公立、私立の高普・女高普だけではなく、中等相当の私立学校、実業学校に加え、京城帝大でも檄文が配られた。檄文に呼応したソウルの高普・女高普生徒をはじめとする中等教育機関の生徒らは、同盟休校、同盟休校準備、デモ等の行動に加わった。光州学生事件は朝鮮各地の中等教育機関はおろか初等教育機関においても、同盟休校や檄文の配布、デモを起こす契機となった。

<sup>32</sup> \*梁東柱『抗日学生史』青坡出版社、1958年、107～108頁。

<sup>33</sup> \*『東亜日報』1929年11月5日付。

<sup>34</sup> 「光州中学校生徒対光州高等普通学校生徒争闘事件の概要」（年月日不明、朝鮮総督府警務局『光州抗日学生事件資料』）

<sup>35</sup> 同上、535頁。なお、総督府側も当初は日本人父兄の反応は過剰であると捉えていたようである。総督府は「光州学生事件及其影響」（其の一、1929年12月）という資料において、「事件発生後、道地方内日本人等は中学生父兄等を中心として極度の不安を感じ、且つ鮮人に対する優越感を極端に蹂躪せられたりとなし、事実を誇張して総督、軍司令官に対し軍隊の派遣を電報陳情し、或は父兄会を開催して知事、警察部長に対し警備力の充実を陳情する等、朝鮮人側の冷静なるに比し、興奮的言動に出づる者多く」と述べている。

<sup>36</sup> \*『毎日申報』1929年12月11日付。

<sup>37</sup> \*『東亜日報』1929年11月17日付。

<sup>38</sup> \*『東亜日報』1929年11月16日付。

光州学生事件は朝鮮人生徒と日本人生徒間でのトラブルが朝鮮全土に波及し、その根本にある植民地支配からの脱却という根本問題にまで発展した。地方での生徒間トラブルが、大きな火種となったのである。そして、これらの行動を起こしたのは、高普・女高普を中心とする朝鮮の中等学校生徒であった。

1930年代に入っても同盟休校は引き続き行われるが、1930年代の同盟休校は、1920年代と比較し民族主義的、反植民地的傾向が減少し、学びに直結する要求が増加した。また、第6章で取り上げたハングル普及運動のような、文化運動、農民啓蒙に、運動の形態が変化した時代ともいえる。このような変化を経て、第三次朝鮮教育令施行期に入ると、戦時体制や皇民化政策などの影響により、同盟休校はほとんど見られなくなるのである。

## 終章

本研究の課題として設定した、第一に朝鮮における高普・女高普の実態、第二に高普・女高普に対する総督府の政策、第三に朝鮮社会における高普・女高普のプレゼンスについて、各章で論じた。本論文より明らかになった点を以下に整理していく。

第一点目の朝鮮における高普・女高普の実態については、学校の分布数、競争率、カリキュラム、教科書、進路、学生運動の6点を中心に分析することで、多角的な視点から高普・女高普の実態に迫った。第二点目、中等教育に対する総督府の政策については、高普・女高普の生徒を植民地における同化政策の具現者として、総督府はとらえていたこと。とはいえ、このような朝鮮人エリートを大量に育成することを総督府は想定していなかったこと。高普については、拡充を行うのではなく不拡充の政策を維持したことを明らかにした。第三に朝鮮社会における高普・女高普のプレゼンスについては、高普・女高普の生徒は植民地支配への抵抗の具現者、そしてエリートと民衆との接点を作る存在、地域の発展性を示す存在であったことを明らかにした。

本論文では従来の研究における個別研究とは異なり、多角的な事象から高普・女高普を研究したという点で若干の成果を挙げることができたといえよう。また、従来使用されていなかった植民地期に編纂された各学校要覧、総督府の高普・女高普関係資料を使用し、新たな知見を加えた点においても成果を得られたといえよう。植民地期の中等教育関係資料は、初等教育や京城帝大等の資料と比較すると、量が多いとはいえない。従来使われていなかった資料を発掘することにより、高普・女高普の実態を分析することができた。

しかし、課題も多く残っている。第一に本研究において教員層の分析を行うことができなかった。第二に前後の時期の高普・女高普との比較である。第三に他の中等教育機関の実態を明らかにすることである。第四に日本及び他の植民地との比較である。

本論文で明らかになった個々の事例をさらに深めるとともに、これら課題を克服し、今後もさらなる植民地期中等教育研究の発展を成し遂げていきたい。

